

【行政の動き】

コロナ禍での過労自死等の実情と対策強化

——過労死等防止対策白書／過労死防止対策大綱／労災認定基準改正／自殺対策白書

調査部

コロナ禍の長期化が、働く人を心身ともに疲弊させている。厚生労働省が公表した2021年版「過労死対策白書」では、精神障害の労災支給決定件数が大きく増えた状況などを報告。あわせて、自動車運転従事者と外食産業の労災認定事案やアンケート結果を分析している。長時間労働の防止やカスタマーハラスメントの対策の必要性を訴えている。過労死防止対策に関しては、今年7月に新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う対応や働き方の変化を踏まえた形で大綱を改定。働き方の多様化や職場環境の変化が生じているなか、9月には、脳・心臓疾患の労災認定基準も見直した。2021年版の「自殺対策白書」は、有職女性の2020年の自殺者数が、2019年までの5年間の平均と比べて3割近くも増加したことを指摘。動機別では精神疾患を含む健康問題が多く、経済や生活の問題など他の要因が精神疾患に発展するケースも少なくないことを紹介している。

精神障害の労災支給決定件数が大幅増

——2021年版過労死等防止対策白書

政府は10月26日、過労死等防止対策推進法に基づく「2021年版過労死等防止対策白書」を閣議決定した。精神障害の労災支給決定件数が、前年から大幅に増加し、608件となったなどと、過労死等の現状を報告。過労死対策の重点業種である自動車運転従事者と外食産業について、労災認定事案やアンケート調査による分析結果も盛り込んでいる。

過労死等の現状

脳・心臓疾患にかかる認定件数は194件

過労死の認定件数は、近年、脳・心臓疾患は減少傾向にあるが、精神障害は増加傾向にある。2020年の脳・心臓疾患にかかる労災支給決定（認定）件数は194件で、前年度比22件の減少となっている。業種別にみると、「運輸業、郵便業」が最も多く58件（29.9%）で、以下「卸売業、小売業」が38件（19.6%）、「建設業」が27件（13.9%）の順となっている。

一方、精神障害にかかる労災支給決定（認定）件数は増加傾向にあり、2020年の件数は608件となっている。前年の509件から大幅な増加となった（表1）。

表1 精神障害の業種別労災請求、労災決定及び労災支給決定（認定）件数 (件)

業種 (大分類)	令和2年度		
	請求件数	決定件数	うち支給決定件数
農業、林業、漁業、鉱業、採石業、砂利採取業	8 (3) 〈 1 (0) 〉	11 (3) 〈 1 (0) 〉	8 (2) 〈 0 (0) 〉
製造業	326 (89) 〈 43 (2) 〉	311 (94) 〈 53 (3) 〉	100 (22) 〈 27 (1) 〉
建設業	89 (18) 〈 14 (0) 〉	95 (10) 〈 19 (0) 〉	43 (2) 〈 14 (0) 〉
運輸業、郵便業	202 (53) 〈 11 (1) 〉	185 (48) 〈 13 (1) 〉	63 (14) 〈 5 (0) 〉
卸売業、小売業	282 (155) 〈 23 (2) 〉	247 (132) 〈 20 (3) 〉	63 (30) 〈 8 (0) 〉
金融業、保険業	64 (35) 〈 3 (0) 〉	61 (34) 〈 9 (1) 〉	12 (7) 〈 1 (0) 〉
教育、学習支援業	77 (47) 〈 4 (0) 〉	62 (29) 〈 8 (0) 〉	11 (5) 〈 1 (0) 〉
医療、福祉	488 (365) 〈 10 (5) 〉	428 (330) 〈 16 (6) 〉	148 (119) 〈 5 (2) 〉
情報通信業	111 (44) 〈 12 (1) 〉	114 (43) 〈 10 (0) 〉	27 (9) 〈 5 (0) 〉
宿泊業、飲食サービス業	92 (41) 〈 12 (2) 〉	86 (36) 〈 10 (1) 〉	39 (13) 〈 4 (1) 〉
その他の事業 (上記以外の事業)	312 (149) 〈 22 (7) 〉	306 (128) 〈 20 (2) 〉	94 (33) 〈 11 (0) 〉
合計	2,051 (999) 〈 155 (20) 〉	1,906 (887) 〈 179 (17) 〉	608 (256) 〈 81 (4) 〉

資料出所：厚生労働省「令和2年度過労死等の労災補償状況」
 (注) 1. 業種については、「日本標準産業分類」により分類している。
 2. 「その他の事業（上記以外の事業）」に分類されているのは、不動産業、他に分類されないサービス業などである。
 3. () 内は女性の件数で、内数である。
 4. 〈 〉 内は自殺（未遂を含む）の件数で、内数である。

業種別（中分類）では、請求・認定ともに「社会保険・社会福祉・介護事業」が最多

業種別（大分類）で見ると、労災請求件数は「医療、福祉」488件（23.8%）、「製造業」326件（15.9%）、「卸売業、小売業」282件（13.7%）の順。労災支給決定（認定）件数は「医療、福祉」148件（24.3%）、「製造業」100件（16.4%）、「運輸業、郵便業」及び「卸売業、小売業」それぞれ63件（10.4%）の順で多く、労災請求件数、労災支給決定（認定）件数ともに「医療、福祉」が最多となっている。

これを業種別（中分類）で見ると、労災請求件数は「医療、福祉」の「社会保険・社会福祉・介護事業」275件（13.4%）、「医療、福祉」の「医療業」209件（10.2%）、「運輸業、郵便業」の「道路貨物運送業」101件（4.9%）の順で、労災支給決定（認定）件数は「医療、福祉」の「社会保険・社会福祉・介護事業」79件（13.0%）、「医療、福祉」の「医療業」69件（11.3%）、「運輸業、郵便業」の「道路貨物運送業」32件（5.3%）の順で多く、中分類では労災請求件数、労災支給決定（認定）件数ともに「社会保険・社会福祉・介護事業」が最も多くなっている（表2）。

職種別（中分類）は、請求・認定とも「一般事務従事者」が一番多い

一方、職種別（大分類）では、労災請求件数は「専門的・技術的職業従事者」523件（25.5%）、「事務従事者」444件（21.6%）、「サービス職業従事者」284件（13.8%）の順。労災支給決定（認定）件数は「専門的・技術的職業従事者」173件（28.5%）、「サービス職業従事者」91件（15.0%）、「事務従事者」83件（13.7%）の順で多くなっており、労災請求件数、労災支給決定（認定）件数ともに「専門的・技術的職業従事者」が最多だった。

こちらも職種別（中分類）で見ると、労災請求件数は「事務従事者」の「一般事務従事者」323件（15.7%）、「サービス職業従事者」の「介護サービス職業従事者」136件（6.6%）、「専門的・技術的職業従事者」の「保健師、助産師、看護師」127件（6.2%）の順。労災支給決定（認定）件数は「事務従事者」の「一般事務従事者」57件（9.4%）、「専門的・技術的職業従事者」の「保健師、助産師、看護師」45件（7.4%）、「サー

表2 令和2年度精神障害の労災支給決定（認定）件数の多い業種（中分類の上位15業種）
(件)

	業種（大分類）	業種（中分類）	支給決定件数
1	医療、福祉	社会保険・社会福祉・介護事業	79（67） 〈 0（ 0）〉
2	医療、福祉	医療業	69（52） 〈 5（ 2）〉
3	運輸業、郵便業	道路貨物運送業	32（ 9） 〈 3（ 0）〉
4	建設業	総合工事業	27（ 0） 〈 9（ 0）〉
5	宿泊業、飲食サービス業	飲食店	23（ 7） 〈 3（ 1）〉
6	製造業	電気機械器具製造業	15（ 1） 〈 6（ 0）〉
6	製造業	輸送用機械器具製造業	15（ 6） 〈 3（ 1）〉
6	サービス業 （他に分類されないもの）	その他の事業サービス業	15（ 6） 〈 0（ 0）〉
9	製造業	金属製品製造業	14（ 0） 〈 4（ 0）〉
9	宿泊業、飲食サービス業	宿泊業	14（ 6） 〈 0（ 0）〉
11	情報通信業	情報サービス業	13（ 2） 〈 4（ 0）〉
12	運輸業、郵便業	道路旅客運送業	12（ 3） 〈 2（ 0）〉
12	卸売業、小売業	飲食料点小売業	12（ 8） 〈 1（ 0）〉
12	サービス業 （他に分類されないもの）	廃棄物処理業	12（ 2） 〈 1（ 0）〉
15	卸売業、小売業	その他の小売業	11（ 4） 〈 2（ 0）〉

資料出所：厚生労働省「令和2年度過労死等の労災補償状況」
 (注) 1. 業種については、「日本標準産業分類」により分類している。
 2. ()内は女性の件数で、内数である。
 3. < >内は自殺（未遂を含む）の件数で、内数である

ビス職業従事者」の「介護サービス職業従事者」37件（6.1%）の順で多く、労災請求件数、労災支給決定（認定）件数とも「一般事務従事者」が一番多い。

過労死等をめぐる調査・分析結果

悲惨な事故の体験に心のケアが必要

白書は、自動車運転従事者と外食産業について、労災認定事案の分析も行っている。トラック運転者の精神障害事案を具体的出来事別にみると、「1カ月に80時間以上の時間外労働を行った」が25.6%で最も高く、次いで「悲惨な事故や災害の体験、目撃をした」が18.0%、「上司とのトラブルがあった」が18.0%、「(重度の)病気やケガをした」が17.3%の順となっている。

白書は、「トラック運転従事者においては、取引環境の改善に向けた取組の実施、事故防止に向けた取り組みに加え、事故を起こした者、目撃した者に対する

心のケアの取り組みを推進する必要がある」と指摘している。

長時間労働防止とカスタマーハラスメント対策を

外食産業を含む「宿泊業、飲食サービス業」の精神障害事案を具体的出来事別にみると、「1カ月に80時間以上の時間外労働を行った」が22.4%で最も高く、「(ひどい)嫌がらせ、いじめ、又は暴行を受けた」21.5%、「仕事内容・量の(大きな)変化を生じさせる出来事があった」18.7%、「2週間以上にわたって連続勤務を行った」15.4%と続く。

白書はこれらの結果をもとに、「外食産業においては、長時間労働の削減に向けた取り組みを行う企業に対して必要な支援を行うとともに、カスタマーハラスメントを含めた職場におけるハラスメント防止の取組を進める必要がある」としている。

労災認定された過労自殺の9割超は男性

白書は、2012年度から2017年度までに認定基準に基づき労災支給決定(認定)された精神障害事案のうち、自殺事案497件を抽出して分析した結果を紹介している。それによると、性別は男性が479件(96.4%)、女性が18件(3.6%)となっている。発病時の年齢階層別にみると、「40~49歳」が163件(32.8%)と最も多く、次いで「30~39歳」が129件(26.0%)、「29歳以下」が99件(19.9%)となっている。

業種別にみると、「製造業」が107件(21.5%)と最も多く、次いで「建設業」が77件(15.5%)、「卸売業、小売業」が63件(12.7%)となっている。職種別にみると、「専門的・技術的職業従事者」が175件(35.2%)と最も多く、次いで「管理的職業従事者」が82件(16.5%)、「事務従事者」が77件(15.5%)となっている。

過労自殺の半数はうつ病などの発症から6日以内に発生

発病から死亡日までの日数別にみると、「6日以下」が235件(47.3%)で半数近くにのぼり、「7~29日」が93件(18.7%)、「30~89日」が75件(15.1%) (図)。

また、医療機関への受診歴がない事案は64.0%で、特に、極度の労働時間(発症

直前の1カ月の時間外労働が160時間超)があった事案では76.1%で受診歴がない。

自殺の時期についてみると、月別では「3月」「10月」が50件(10.1%)で最も多く、次いで「5月」が46件(9.3%)、「7月」が44件(8.9%)。曜日別にみると、「月曜日」が87件(17.5%)で最も多く、次いで「火曜日」が83件(16.7%)、「木曜日」が77件(15.5%)となっている。

労働時間やメンタルヘルス対策等の状況

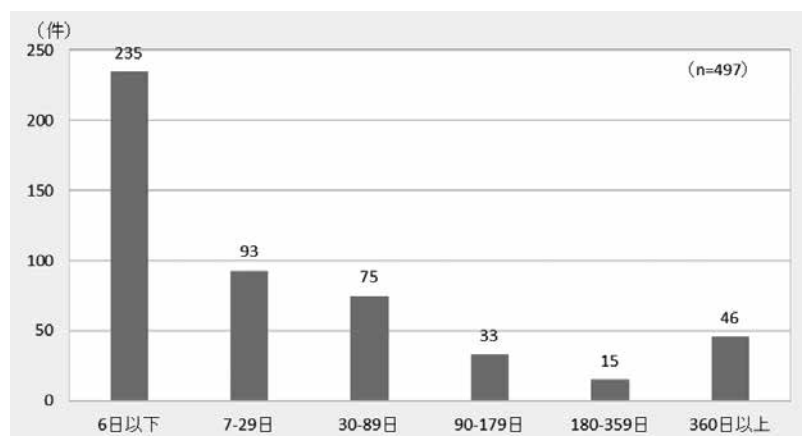
コロナ禍で医療・福祉の労働時間が増加

一方、白書は労働時間やメンタルヘルス対策等の状況についても触れている。

それによると、メンタルヘルスとのかかわりが深いとされる労働時間の状況では、2020年の週労働時間60時間以上の割合(週労働時間40時間以上の雇用者に占める割合)は9.0%(292万人)で、近年減少傾向にある。業種別にみると、過労死対策の重点業種である自動車運転従事者を含む「運輸業、郵便業」が19.2%と最も高く、次いで、やはり重点業種である外食産業などの「宿泊業、飲食サービス業」が17.2%となっている。

また、2020年の週労働時間80時間以上の雇用者数を月別にみると、8月を除いてはいずれの月も前年同月を下回っており、長時間労働者が減少している。ただし業種別にみると「医療、福祉」では3~6月、9~11月において前年同月を上回っており、一部の業種に

図 労災認定された自殺事案の発病から死亡までの日数



資料出所：労働安全衛生総合研究所過労死等防止調査研究センター「令和2年度過労死等の実態解明と防止対策に関する総合的な労働安全衛生研究」をもとに作成

においてはコロナ禍での労働時間の増加もみられる。

コロナ禍での労働者の負担の推移をみると、肉体的負担・精神的負担ともに、平時より上昇しており、かつ男性よりも女性のほうが高い。業種別では、「医療業」や「社会保険・社会福祉・介護事業」で平時から他の業種と比較して高い水準にあったが、昨年4～5月や今年1月により高まっている。

勤務間インターバルは導入が進むも目標とは開きが

終業から始業までに一定時間以上の休息を確保する勤務間インターバル制度の状況をみると、制度を導入している企業割合は2018年が1.8%、2019年が3.7%、2020年が4.2%と着実に増加を続けている。しかし、「過労死等の防止のための対策に関する大綱」が掲げる2025年に15%という目標値からは10%以上の開きがある。

また、勤務間インターバル制度について「制度を知らない」とする企業の割合は、2018年が26.6%、2019年が15.4%、2020年が10.7%と着実に低下しているが、目標値（2025年に5%）からは開きがある。

労働者の心身の休息とも関連する年次有給休暇の取得率は、2025年に70%という目標が掲げられているが、2017年が51.1%、2018年が52.4%、2019年が56.3%という動きとなっている。

勤務問題を原因・動機とする自殺が若年で増加

自殺者数については、1998年以降、14年間連続して3万人を超えていたが、2010年以降は減少が続いていた。しかし、2020年は2万1,081人と前年比912人の増加となっている。このうち、勤務問題を原因・動機の1つとする自殺者の数は、近年ほぼ横ばいの状況にあり、2020年は1,918人と前年比31人の減少。

勤務問題が原因・動機の1つと推定される自殺者数の推移を原因・動機の詳細別にみると、「職場の人間関係」が最も高く27.2%で、次いで「仕事疲れ」（26.6%）、「仕事の失敗」（16.3%）、「職場環境の変化」（14.2%）の順となっている。

また、勤務問題が原因・動機の1つと推定される自殺者数の割合を年齢層別にみると、「40～49歳」が最も高く25.5%で、次いで「50～59歳」（21.8%）、「20～29歳」（21.3%）、「30～39歳」（20.2%）の順となっている。「40～49歳」と「50～59歳」は2019年から

減少、「30～39歳」で微増（2020年387人、2019年385人）にとどまっている一方、「20～29歳」は2019年の367人に対して2020年は409人と、他の年齢層と異なり1割ほど増加していることが目立つ。

過労死等の防止のための対策の実施状況

ストレスチェックで小規模事業所に助成金

白書は過労死等の防止のための対策として、①労働行政機関等における対策②調査研究等③啓発④相談体制の整備等⑤民間団体の活動に対する支援——の5つを進めるとしている。

このうち「啓発」の取り組みでは、労働安全衛生に関して積極的な取り組みを行っている企業を認定し、企業名を公表するとしている。勤務間インターバル制度については、導入する中小企業へ助成金の活用を促進する。ストレスチェックについては、その実施が努力義務となっている労働者数50人未満の小規模事業場においても取り組みが進むよう、一定の要件を満たした場合にその費用を助成する。

ポータルサイトで情報提供と相談対応

「相談体制の整備等」では働く人のメンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」において、職場のメンタルヘルスに関する総合的な情報提供を行うとともに、メンタルヘルス不調や過重労働による健康障害等についてSNS、メール、電話による相談対応を実施する。

そのほか、民間団体と連携し、国主催による「過労死等防止対策推進シンポジウム」を全ての都道府県で開催する。また、「全国過労死を考える家族の会」と連携しながら、過労死で親を亡くした遺児等の心身のケアに取り組むとともに、遺児およびその保護者を対象とした相談会の開催等、交流を図るとしている。



写真と本文は関係ありません